

●大学教育の分野別質保証委員会運営要綱

〔令和3年3月25日
日本学術会議第309回幹事会決定〕

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、大学教育の分野別質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、大学教育の分野別質保証に資するため、各分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。

(組織)

第3 委員会は、会長、副会長並びに各部の役員及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、令和5年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。